

農振除外等添付書類一覧（農用地利用計画変更申出）

（令和7年1月調整）

共 通					目的別	備 考	
1) 位置図（1/2500都市計画図） ・申出地を朱塗、農用地区域を黄塗 2) 公図を朱塗 ・隣接地を含め地番、地目を記載 3) 配置図（駐車場、資材置場等も必要） 4) 排水計画図、寸法記載、排水系統を併記 5) 土地の登記事項証明書(3カ月以内) 6) 理由書（必要性、緊急性、規模根拠等） 7) 土地選定経緯書（交渉経緯、位置図） 8) 所有地の名寄帳（土地選定経緯書に加筆 利用不可の理由と位置図に対応し付番） 9) 事業計画書 ・他法令許可、施工、開業等の見込 ・移転の場合、跡地利用計画等 ・所要資金の資金計画 ・事業を行うのに必要な資格の証明等 10) 建物があれば、平面図、立面図 ・建ぺい率(22～70%)、建築面積、延床、 面積のわかるもの、配置図と兼ねて可 11) 法人の場合は法人の登記事項証明書、定款 議事録、貸借対照表、損益計算書 個人の場合は確定申告書の写し又は源泉 徴収票等、所得の分かるもの 12) 誓約書（被害防除、転売、転賃等） 13) 土地所有者等の権利者の同意書 14) 隣地、排水先等の関係者の同意書 15) 土地改良区・水利組合の事業に係る同意 □愛知用水土地改良区					1. 農家住宅 ①位置図 ②土地評価証明書 ③農家証明書 ④住民票 ⑤営農計画書 ⑤建替の場合は跡地利用計画書（従前地の図面等の必要書類） 2. 施設用地 （農業用倉庫、畜舎等） ①農家証明書（筆頭者でない場合は住民票も） ②営農計画書 ③土地建物の利用計画図（農機具等の配置図等） ④名寄帳 3. 店舗等 *500㎡以下 ①事業計画書 ②周辺の戸数、同業者の位置図（1/2500） ③個人の場合は事業証明又は資格証明及び取引証明(収支決算書) ④免許、資格証明書 4. 農産物処理等の施設 ①事業計画書及び営業計画書 ②施設のレイアウト ③農業組合等の証明 ④原材料が当該地の生産物である証明 5. 既存工場と綿密に 関連する事業所 ①既存工場所在地及びその位置図 ②既存建築確認書 ③関連工場位置図（親工場） ④取引証明書等 ⑤内部のレイアウト ⑥営業計画書 ⑦事業証明又は資格証明 6. 分家住宅 ①戸籍謄本並びに附票 ②住民票（所有者と事業主との関係） ③本家の農家証明書 ④名寄帳 ⑤婚約証明書 ⑥従前が借家の場合は賃貸契約書 ⑦本家の位置図 ⑧土地評価証明書 7. 店舗等 *500㎡を超える ①事業計画書、事業証明又は資格証明証、取引証明、収支決算書 ②市街化区域の対象道路からの距離(1km以上)を示す図面 8. 自己用住宅 ①住民票 ②名寄帳 ③従前が借家の場合は賃貸契約書(写し) ④50戸連たんの図 ⑤退去申出書及び跡地利用計画 ⑥既存集落内のやむえない場合は既存集落(200戸連たんの) 同一集落の位置図及び売買契約書 9. 駐車場及び 資材置き場 ①操業、開業、開始時期がわかるもの ②事業所の位置図 ③既存施設位置図、配置図 ④現況と計画を対比した表 ⑤所有車両の車検証等の保有車両の証明 ⑥事業計画書 ⑦収支決算書 10. 収用移転関係 ①収用物件と申出者との関係がわかるもの （住民票、家屋登記簿、課税証明、借家証明） ②収用証明書(土地、建物の収用面積、収用工法等) ③残地がある場合は土地収用対象事業施行者の理由書 ④従前地と申請地の土地と建物の比較表 ⑤従前地の敷地現況図、平面図 ⑥収用面積の1.5倍以上の場合は理由書 ⑦一部収用の時は残地でできない理由書及び跡地利用計画書 11. 公共用施設 ①事業計画書(施設の目的、位置付け、根拠法令) 12. 既存工場のやむを 得ない拡張 ①既存工場所在地及びその位置図 ②既存工場の建築確認書 ③家屋の登記簿謄本又は固定資産家屋証明書 ④内部のレイアウト ⑤営業計画書 ⑥事業証明又は資格証明 ⑦取引証明書等 13. 幹線道路の沿道等に おける流通業務施設 ①事業計画書、事業証明又は資格証明証 14. 大規模な既存集落に おける小規模工場等 ①住民票 ②名寄帳 ③従前が借家の場合は賃貸契約書(写し) ④退去申出書及び跡地利用計画 ⑤集落状況図 ⑥既存集落(200戸以上の連たん)の図 15. 社会福祉施設 ①社会福祉法人及び医療法人の証明、又は社会福祉法人の資格を 得られる申請中の書類 16. 介護保険施設 (通所介護施設) ①介護保険法の適用施設であることの証となる申請書の写し		
	◇農地取得後または農地改良後3年以内の転用は不可です。						
	◇申出書に添付する各証明書類等は、原本を添付して下さい。 * 提出部数は1部						
	◇添付できない書類がある場合は、その理由書を添付して下さい。						
	◇この一覧表以外にも書類の提出を求める場合があります。						
	◇目的別欄にないものは、別途指示します。						
	◇土地改良事業及び県又は国が用・排水事業を施行または補助したところは施工完了公告後、8年間は除外できません。						
	◆問い合わせ 豊明市農業政策課 農地係 TEL 0562-92-8312						
	手続日程	第1回	第2回	第3回	第4回		
	締切日	5月5日	8月5日	11月5日	2月5日		
	県農振対策班会議	7月案件	10月案件	1月案件	4月案件		
	県事前協議回答	8月中旬	11月中旬	2月中旬	5月中旬		
	・締切日が、休日(閉庁日)の場合は、翌開庁日。						